

中学校教諭専修/一種/二種免許状（職業指導）・高等学校教諭専修/一種免許状（職業指導）の取得方法

免許法第6条別表第4

**平成28年改正法適用**

1 必要とする教員免許状及び所要単位数

確認欄：一般的の包括的内容を満たす場合に○を付ける

所要資格	申請免許種類	中学校教諭免許状				高等学校教諭免許状			
		専修※1	一種※2	二種	専修※1	一種	専修※1	一種	専修※1
	必要とする同一学校種の他教科の教員免許状	専修免 二種免	専修免 二種免	専修免 二種免	既修得単位 確認欄	要修得単位数	専修免 二種免	専修免 二種免	既修得単位 確認欄
最低修得単位数（法定科目名）	教科及び教職に関する科目	職業指導	1	1	1			1	1
		職業指導の技術	1	1	1			1	1
		職業指導の運営管理	1	1	1			1	1
		小計	20	20	10	—		20	20
	各教科の指導法に関する科目	8	8	3			4	4	
	大学が独自に設定する科目	24	—	—	—		24	—	—
		52	28	13	—		48	24	—

※1 専修免許状（職業指導）を取得する者が、一種免許状（職業指導）を既に有する場合、専修免許状の取得に必要な単位数から一種免許状に定める単位数を差し引くことができます。

※2 一種免許状（職業指導）を取得する者が、二種免許状（職業指導）を既に有する場合、一種免許状の取得に必要な単位数から二種免許状に定める単位数を差し引くことができます。

2 単位修得に当たっての注意事項

□教科及び教職に関する科目の単位は、

必ず取得する教育職員免許状の認定課程（国から認定を受けた課程）のある大学等で修得してください。

また、大学が独自に設定する科目の単位は、大学院の課程又は大学の専攻科の課程で修得してください。

（免許法認定講習・公開講座・通信教育でも修得することができます。）

□大学の開講科目名と上記の法定科目名が異なることがありますので、

受講する科目が、上記のうち、どの法定科目に対応するか、大学の担当者に必ず確認してください。

□教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得する際は、一般的の包括的な内容を含めて1単位以上修得し、かつ、

教員免許状の区分（専修、一種及び二種）に応じて、教科に関する専門的事項に関する科目の小計欄の単位数を修得してください。